

令和6年度第3回大阪市建築審査会会議録

○日 時 令和6年6月10日(月) 午前10時00分開会
午前10時59分閉会

○場 所 大阪市役所本庁舎 7階 第6委員会室

○議 事 1) 個別同意案件
2) 一括同意案件の報告
3) その他

○会議資料 1) 建築許可に関する建築審査会の同意について(依頼)
2) 建築基準法第43条第2項第2号許可における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告
3) 建築基準法第85条第7項許可における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告

○出席委員 7名

会 長	横田 隆司		
委 員	阿部 昌樹	委 員	松島 格也
	橋寺 知子		大藤さとし
	清水 陽子		中迫 悟志

○出席幹事 計画調整局 坂中(建築指導部長)
森(建築企画課長)
増田(建築情報担当課長)
國領(建築確認課長)
都丸(監察課長)
細見(都市計画課長)
中坊(開発誘導課長)
環境局 三原(環境管理課長)

消防局

吉村（消防設備指導担当課長）

○事務局 計画調整局 山下（注1）、木戸（注1）、赤井（注1）、
岡崎（注1）、田島、北山

（注1）書記

開会 午前10時00分

○幹事（森） おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第3回大阪市建築審査会を始めます。

出席者の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

なお、円滑な議事進行のため、携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただくよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、横田会長から開会のご宣言をいただきまして、建築審査会を進めてまいりたいと思います。会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○横田会長 おはようございます。

それでは、ただいまから大阪市建築審査会を開会したいと思います。

まず、事務局のほうから本日の予定等の説明をお願いいたします。

○事務局（木戸） まず、事務局から委員の皆様のご出席状況の確認と、本日の議事予定の確認をさせていただきます。

委員の皆様のご出席状況でございますが、7名の委員にご出席をいただいております。大阪市建築審査会条例に規定している会議開催に必要な人数である4名以上となっておりますので、規定を満たしております。

続きまして、本日の議事記録責任者は清水委員と中迫委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の議事予定をご説明いたします。お手元の次第「3. 議事」をご覧ください。

議事の1) 本日ご審議いただく個別同意案件は3件です。議案第10号と第11号は同一の建物で、議案第10号は建築基準法第52条第14項の規定に基づくもので、電気室に係る

部分の容積率の特例許可、議案第11号は法第59条の2の規定に基づくもので、総合設計制度による容積率の特例許可に関する案件でございます。議案としては2件に分かれておりますが、まとめてご説明させていただきます。次に、議案第12号は、法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物の特例許可に関する案件になります。

続きまして、議事の2)につきましては、法第43条第2項第2号の許可と、法第85条第7項の許可に係る一括同意基準に適合した許可案件の概要を事務局からご報告いたします。

議事終了後、事務局から事務連絡をさせていただき、閉会となります。

それでは、議事進行につきまして、会長、よろしくお願いいたします。

○横田会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、本日の議事については審議を全て公開して進めたいと思いますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(各委員からの異議の発言なし)

それでは、議案第10号、第11号について、事務局から説明をお願いいたします。

◎同意案件

議案第10号 指定容積率の限度を超えるもの（建築基準法第52条第14項）について

議案第11号 指定容積率の限度を超えるもの（建築基準法第59条の2第1項）について

○事務局（木戸） 議案第10号、11号についてご説明いたします。

まず、別添資料として配付しております図面により申請地の位置についてご説明いたします。A3水色の紙ファイルをご覧ください。

1ページ目は、用途地域区分図となります。申請地は、図面中央の青色で示したところです。申請地は商業地域で、指定容積率が800%と400%にまたがる地域となります。

2ページ目は、周辺建物現況図となります。申請地は、図面中央の赤色の線で囲まれたところです。本申請地は、Osaka Metro南森町駅の西約650メートルに位置し、周辺は事務所や商業施設、共同住宅等が立地している状況です。敷地周辺の写真をご用意しております。お手元のクリップ留めをしたカラーの資料をご覧ください。

写真の1ページ目、上段の写真は計画地の東側道路を南から北方向に見た写真です。

東側道路の幅員は6メートルとなっております。下段の写真は、同じく計画地の東側道路を北から南方向に見た写真です。

2ページ目上段の写真は、計画地の北東角を東側から見た写真です。下段の写真は、計画地の北西角を西側から見た写真となっております。

3ページ目上段の写真は、計画地の西側道路を北から南方向に見た写真です。西側道路幅員は4メートルとなっております。次に、下段の写真は、同じ西側道路を南から北方向に見た写真です。

4ページ目の写真は、上下段ともに北側道路より計画地を見た写真となります。写真の説明は以上です。

次に、議案第10号、第11号の議案書の主な部分を読み上げさせていただきます。

議案第10号。

建築主は、記載のとおりです。

敷地の位置、大阪市北区西天満4丁目3番3ほか12筆。

地域地区、商業地域、防火地域。

指定容積率は、10分の80、10分の40の地域にまたがっておりまして、面積按分によりまして、10分の75.108となっております。

指定建蔽率は10分の8、基準建蔽率は10分の10となっております。

主要用途は、共同住宅。

工事種別、新築。

各面積につきましては、記載のとおりとなっております。

構造は、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造。

階数は、地上38階。

高さは、133.70メートルです。

容積率の割増対象部分の床面積は96.10平方メートル、主な用途としましては電気室となっております。

右上に移りまして、建蔽率は56.22%。

容積率は、基準容積率が751.08%、プラス法52条第14項に基づく容積率の割増しによりまして5.79%、プラス次の議案第11号の法第59条の2の第1項に基づく総合設計による容積率の割増しの300%となって、合計で許容容積率が1,056.87%となっております。それに対しまして計画建物の容積率は1,056.22%となっております。

消防設備の概要、周囲の環境、許可理由は記載のとおりです。

適用条文、法第52条第14項。

許可を要する事項、容積率の限度を超えるものです。

続きまして、議案第11号の議案書の主な部分を読み上げさせていただきます。

第10号と重複する箇所は省略させていただくことといたしまして、上から5段目の総合設計の割増制度の種別は、都心居住容積ボーナス制度の都市再生型となっております。

中段よりやや下でございます公開空地面積ですが、有効面積621.27平方メートルで、有効空地率は37.46%です。

敷地の立地条件、建築計画の概要、C A S B E E大阪みらいによる評価は後ほどご説明いたします。

右の欄に移りまして、駐車台数は88台、駐輪台数440台となっております。

消防設備の概要、周囲の環境、許可理由は記載のとおりです。

適用条文、法第59条の2第1項。

許可を要する事項は、容積率の限度を超えるものです。

次に、別添資料として配付しております図面の3ページ以降についてご説明いたします。

3ページ、4ページは、設計概要書となります。議案書の説明と重複するため省略させていただきます。

5ページ目は、透視図になります。左側は、北東側から建物全体を見た外観パースです。右上は、敷地を北東側から見た公開空地のパースとなっております。建物のメインエントランス部分と公開空地の状況が確認できています。右下は、敷地を北側から見た公開空地のパースです。次にご説明いたします公開空地計画図と併せてご覧いただけたらと思います。

6ページ目に移ります。6ページ目は、公開空地計画図となります。図面左方向が北となります。道路状況としましては、北側道路が40メートル、東側道路が6メートルとなっております。西側道路については一部の幅員が4メートル未満となる附則5項道路となっております。建築基準法に基づき、道路中心から2メートルセットバックする計画となります。赤色の実線で囲んでいる部分が一般公開空地でして、赤色の破線で囲んでいる部分が歩道状公開空地、水色の実線で囲んでる部分がひさし下の公開空地となっております。東側及び西側道路に接する部分に歩道状公開空地を設けており、それ以外の部

分には植栽やプレイロット等の一般公開空地を設けております。また、建物の周囲、青色の破線で囲っている範囲は、落下放物線の範囲になっておりまして、この範囲は原則、植栽などにより人が立ち入らないようにするか、落下防止措置を講じることとなっております。

7ページ目に移ります。7ページ目は、公開空地求積図となります。有効公開空地面積につきましては、実施基準に基づき、公開空地の種類に応じて評価をしております。東側及び西側道路に接する歩道状公開空地は1.5倍、その他の一般公開空地は1倍で評価をしております。一般公開空地のひさし下となっている部分につきましては0.8倍で評価をしております。

8ページ目は、緑地面積求積図となっております。

9ページ目に移ります。9ページ目は、動線計画図となります。図面左方向が北となります。歩行者（黄色）及び車椅子（オレンジ色）につきましては、北東側の歩道からエントランスホールへ至る動線となります。自転車（緑色）につきましては、南東側の歩道状公開空地から自転車用のエレベーターにて2階、3階の自転車置場に入出入りする計画となります。一般車両（青色）、バイク（水色）、ごみ収集車両（茶色）、緊急車両（赤色）は、東側道路の南寄りから出入りする計画となっております。

10ページ目に移ります。10ページ目は、日影図となります。図面上方向が北となります。申請地は商業地域のため、条例に基づく制限のある区域ではなく、実施基準においても制限を受ける敷地ではございませんので、参考資料として添付をしております。

11ページ目に移ります。11ページ目は、配置図となります。

12ページ目に移ります。12ページ目は、ピット階下部の平面図となります。図面上方向が北です。今回の計画は、浸水対策により、もともと地下のピット部分に設置を予定していた電気室を2階に設けることで、法第52条14項による容積率の緩和を行います。図面左側の紫色で着色している部分が、もともと当初の電気室予定部分となっております。

13ページ目は、ピット階の上部の平面図となります。

14ページ目は、配置図兼1階平面図となります。

15ページ目に移ります。15ページ目は、2階平面図となります。2階には駐輪場及び電気室、受水槽・ポンプ室を計画しております。この電気室は、先ほどもご説明したとおり、浸水対策により、もともと地下ピット部分に予定していたものを2階に設けるこ

とで、52条第14項による容積率の緩和を行っております。

16ページ目に移ります。16ページ目は、3階平面図になります。3階は全て駐輪場の計画となっております。

17ページ目に移ります。17ページ目は、4から13階の平面図になります。4階より住戸を計画しております。各住戸の間取りは、1LDKから3LDKまでございます。

18ページ目に移ります。18ページ目は、14から17階の平面図になります。図面右側17階の南東角の位置に集会室を設けております。111.76平方メートルの面積を確保しており、実施基準による必要面積、住戸当たり0.5平米となる108平米を満たしております。また、17階北東角の位置には来客用の宿泊室が設けられております。

次に、19ページ目ですが、19ページ目から21ページまでは18から34階の平面図になります。全て住戸となっておりますので、ご説明のほうは省略させていただきます。

次に、22ページ目に移ります。22ページ目は、35、36階の平面図になります。

次に、23ページ目は、37、38階の平面図になります。

24ページ目は、R階、緊急離着陸場の平面図になります。

25ページ目は、北側及び東側の立面図になります。

26ページ目は、南及び西側の立面図となっております。

27、28ページ目は、断面図になります。計画地は、内水氾濫により0.1メートルと、高潮により5メートルの浸水想定区域となっております。今回の計画では、内水氾濫、高潮のいずれの浸水想定の高さよりも高い位置に電気室を計画しております。

最後、29ページ目は、CASBEE大阪みらいの計画概要書になります。評価としては、総合設計適用の基本要件となるA、BEE値は1.7になります。

議案第10号、11号のご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○横田会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、この議案について、委員の先生方、ご意見等ございましたら自由にお願したいと思いますが、いかがでしょうか。

○清水委員 ご説明ありがとうございます。幾つか聞かせていただきたいと思います。

今回の立地、かなりまちなかの住宅になろうかと思えます。200戸ということですので、それなりのお子さんであったりですとかご家族も住まれるのかなと思ったとき、周辺環境について教えていただきたいと思えます。

2ページを見せていただきますと、小学校は近隣にあるのだなと思うんですけれども、このマンションができたときにその小学校に対しての影響であったりですとか、児童数が増えるということに対して小学校側との打合せみたいなことはされておられるのかということ、また、中学校がどのくらいの距離のところにあるのかということも教えていただけたらと思います。この場所が生活環境として、子供の環境としてどのような整備が整っているところなのかということを知りたいと思います。

もう一点ですけれども、南側に6階建ての建物があるかと思っています。今回の計画では4階以上が住戸ということですので、日照の件が大丈夫なのか、そのあたりの確認をさせていただきたいと思います。

最後もう一点、ごみステーションなんですけれども、1階ですとちょっと離れたところであって、どうやって動線を取るのかなと思っていたんですけれども、各フロアにごみ置場があるようですね。そのごみは、マンションの管理人さんであったり、そういったものをきっちり管理していただくような仕組みになっているのかということ、住民の方が下に捨てに行くのではなくて、あくまで各フロアで処理をされるということでもいいのかということを知りたいと思います。

○事務局（木戸） まず1点目の小学校と中学校の件ですが、小学校につきましては、2ページ目の周辺建物現況図に書かせていただいているとおり、南東の方向に西天満小学校がございまして、そちらの小学校が校区となっております。こちらにつきましては大規模の事前協議で教育委員会のほうに計画内容を伝えまして、児童数につきましては協議をしているということで聞いております。中学校につきましては、この周辺建物現況図に収まってはいないんですけれども、計画地から北の方向に850メートルほど行ったところに天満中学校というものが扇町公園の西側にございまして、そちらが校区となっております。子供の環境といたしましては、事務所などが多く立地する商業地域ではございますが、小学校へ行くスクールゾーンの観点ではきちんと整備されているものと認識をしています。

2つ目の南側の6階への日照の件でございますが、こちらは先ほども説明いたしました商業地域ですので、条例による制限は特にはございませんので、南側の6階建てのマンションから当該マンションへの日影については検討しておりません。今回のマンションは4階からの住宅となっておりますが、1階と2階の階高が他の階に比べて高くなっておりますので、隣の建物の6階と今回建物の住戸のある4階のフロアラインがどのよう

に干渉しているかというのをもう一度設計者のほうに確認するようにいたします。

3点目のごみにつきましては、日常的なごみ置場として、住民の方が各フロアにあるごみ置場にごみを出されて、委託を受けた管理会社が各フロアのごみを収集して1階のごみ置場に出すということで、住民の方が1階のごみ置場に持っていくということはないということで聞いております。

○横田会長 ありがとうございます。

ほか、委員の先生方、何かご意見ないでしょうか。

○阿部委員 落下放物線の計算の仕方なんですけれども、この物件だと北側は落下放物線が設定されていて、その範囲内はクローズな植栽ということになっているんですけれども、歩行者が通る東西については同じような配慮は必要ないのかどうかということが気になりましたので、それはどういうふうを考えているかをお聞かせいただければと思います。

○事務局（木戸） 6ページと併せて17ページの図面をご覧くださいませでしょうか。図面の向きが6ページは左側が北方向、17ページの図面は上が北方向でして、北側と南側のバルコニーにつきましては落下放物線の検討をしておりますして、17ページで左右、東西のバルコニーにつきましてはサービスバルコニーとなっておりますして、人が出られないよう措置をすることで落下放物線が発生しないということで検討しているところでございます。

○阿部委員 ここは出られないんですね。

○事務局（木戸） はい。

○阿部委員 分かりました。ありがとうございます。

○横田会長 ありがとうございます。

松島委員、お願いします。

○松島委員 ありがとうございます。

今回の案件で容積緩和されているのが、大きくは総合設計で、その貢献は公開空地だという認識でよろしいですか。

○事務局（木戸） はい。

○松島委員 その公開空地の捉え方に関しての質問なんですけれども、7ページあたりを見させていただいたときに、それぞれの今現状の設定されている範囲がこの図のとおりだと思うんですが、この図でいうところの軒下公開空地の右側というか南側のエリアは、

頂いている資料から判断するに、空地のように見えるんですけども、これが公開空地として判断されていない理由と、もう一つは、300%という緩和をするに当たって、計算上は恐らく面積で求められると思うんですが、趣旨から考えると、周りの住民の方ですとかそういった方々に有効に使っていただく、もしくは景観上なのか、そういった観点だと思っんですが、そういった点で、この敷地の南側は歩道状の公開空地はここで切れてしまうような、つながりのない形で問題はないと判断されているということだと思っんですが、その点ちょっと補足をしていただければと思います。

○事務局（木戸） 委員のおっしゃるとおり、ひさし下の水色の部分の公開空地は、もう少し南側にも続いておりますが、公開空地の計算上、これ以上公開空地として評価しなくても300%の上限に達するというので計上しておりません。実際の整備としましては、6ページ目の公開空地計画図ですが、公開空地のひさし下の部分にベンチが2基、東側道路に面しまして2基ベンチがありまして、一つのベンチは公開空地の中、もう一つのベンチは少し南側の公開空地から外れているところに置いていただくなどいたしまして、評価はしておりませんが一体的に整備をして、日常、人が通れるような状態にはしていただく計画としております。南側や西側の南側につきましては敷地の形状が下にすぼんでいるような形状ですので、歩道状公開空地以外の空地というものを計画することが少し難しいという形状になっておりますので、この形でもやむを得ないと思っるところです。

○松島委員 そうすると、もうちょっと余裕があったけれども、計算上あえて公開空地を設定しなくても大丈夫だったということですね。

○事務局（木戸） はい。

○松島委員 運用としては、一体的にというか、同一の空間としてみなせると。そういう理解でよろしいですか。

○事務局（木戸） はい。

○松島委員 分かりました。

○横田会長 ありがとうございます。

ただ、そうすると、ここは公開空地ではないから使うなということを管理組合側が言っっても仕方がないという話ですかね。

○事務局（木戸） 有効幅が4メートルを超えないと公開空地で評価できないというのがございますので、歩道状公開空地と合算して4メートルになるところから今回のところ

までの間は評価ができないんですけれども、4 m以上の範囲について公開空地に設定することができないかどうか改めて設計者のほうと協議をしてみたいと思います。

○横田会長 ありがとうございます。

公開空地にすると整備しないといけないという義務がつくんですけども、これだと整備しなくていい話になってしまうので、できたらしていただくほうがいいなと思った次第です。ありがとうございました。

ほか、よろしいですか。

特にほかに追加の質問等はございませんので、この議案については同意ということでまとめさせていただきますが、よろしいですか。ありがとうございました。

(各議員からの異議の発言なし)

それでは、引き続きまして議案第12号について事務局から説明をお願いいたします。

◎同意案件

議案第12号 仮設建築物の特例許可（建築基準法第85条第7項）について

○事務局（岡崎） それでは、議案第12号についてご説明をさせていただきます。

まず、議案書のご説明をさせていただきますので、議案書の議案第12号をご覧ください。

建築主は、記載のとおりとなっております。

敷地の位置は、此花区夢洲中1丁目地先、2025年日本国際博覧会会場内。

地域地区は、商業地域。

指定容積率は、10分の40。

基準建蔽率は10分の8、許可基準により10分の7。

準防火地域。

特別用途地区、国際観光地区。

主要用途は、休憩所。

工事種別は、新築。

敷地面積、建築面積、延べ面積、容積対象面積は記載のとおりとなっております。

構造は、酢酸セルロース造。

階数は、地上1階。

高さは、3.05メートル。

建蔽率は、10.29%。

容積率は、10.29%。

建築物の概要としましては、本申請建物は、2025年日本国際博覧会における休憩所である。

許可理由は、記載のとおりとなっております。

適用条文は、法第85条第7項。

許可を要する事項は、仮設建築物を建築するに当たり、別紙による条項の規定を適用除外するため。

備考欄としまして、許可期間、工事着手予定日から解体完了予定日ですが、令和6年7月29日から令和8年3月31日となっております。

なお、本案件が個別審議になる理由は、酢酸セルロース造が法令で規定していない特殊な構造方法であり、一括同意基準で定める令第3章3節から7節の2に該当するものに該当しないためです。

次に、議案書別紙にて計画内容をご説明いたしますので、右肩、議案第12号別紙第3図の紙ファイルをご覧ください。

1ページ目は、用途地域区分図及び会場全体配置図です。図面上が北方向となっております。図面左上が夢洲全体、左下が申請地周辺の拡大図の用途地域区分図で、黒囲いの部分が申請地となり、用途地域は商業地域、指定容積率400%、指定建蔽率80%の地域です。次に、図面右上は会場全体配置図となっております。黒囲いの部分が申請地となっております。

次に、2ページ目をご覧ください。2ページ目は設計概要書ですが、先ほどの議案書と重複しますので、省略させていただきます。

次に、3ページ目をご覧ください。3ページ目は、敷地の南側から見た透視図となっております。白いドーム状になっている部分が酢酸セルロース造の上屋部分となっております。なお、酢酸セルロース造の概要説明は後ほどいたします。

次に、4ページ目をご覧ください。4ページ目は配置図となっております。図面上が北方向となっております。敷地周囲の情報としましては、許可基準で定義する来場者が通行等に利用できる空地等に囲まれております。

次に、5ページ目をご覧ください。5ページ目は、平面図、断面図、立面図となっております。平面図は、図面上が北方向となっております。まず、図面左側の平面図、屋

根伏図をご覧ください。棟数は2棟で、建物の床面積は1棟約15平米程度となり、それぞれの中央部円形部分は屋根なしとなっております。建物用途は来場者用の休憩所で、動線計画としましては、敷地南側からそれぞれ出入口があり、現時点の予定ですが、1棟当たりの最大利用人数は12人程度で、常駐の係員により人数調整を行う予定と聞いております。

次に、図面右上が各立面図となっており、紙（緑化部）と記載しているハッチング部分は、建物構造体である酢酸セルロース造の外壁部に草木の種をすき込んだ紙を接着剤やピンなどで取り付ける計画と聞いております。また、3ページ目の透視図では外壁から草木が生えていますが、これは建物構造体である酢酸セルロースのトラス断面内に土を入れた上で外周部に穴をあけ、ある程度成長した植栽を植える計画と聞いております。

次に、図面右下は断面図となっており、基礎部は敷鋼板の上に放射線状の鉄骨基礎梁を緊結し、鉄骨基礎梁とCLT及び酢酸セルロースの構造体が金物とボルト等により接合される仕様となります。また、建物中心部には、酢酸セルロースで造るベンチや、暑さを和らげる目的の氷台を設ける計画と聞いております。

最後に、非公開資料となりますが、事前に行った実物大のモックアップ写真を参考に添付しております。まず1枚目は全体を写しております。なお、写真では青色となっておりますが、本計画は資料4枚目のような半透明色を予定していると聞いております。資料2枚目は建物内部からの写真となっております。次の資料3枚目は本計画でも採用されます3Dプリンターによる施工写真となっております。資料5枚目は、3ページ目の透視図にありました外壁から草木が生えている部分の施工写真となっております。資料6枚目は、断面図でご説明いたしました鉄骨基礎梁とCLT及び酢酸セルロースの構造体を接合する部分の拡大図となっております。

ご説明の資料は以上となります。

なお、本計画は、法令で規定していない特殊な構造方法であるため、本設の場合であれば、国土交通大臣の認定が必要となりますが、本計画は仮設建築物であるため、構造関係規定の一部が適用除外されます。その一方で構造上の安全性を確認するため、国土交通大臣の認定を行う際に事前に行われる指定性能評価機関による評定にて安全性の確認を行うこととしております。

本計画につきましては、間もなく評定書が交付される段階であると認識しており、本計画で評定書が交付される前提でご審議いただければと存じます。

議案第12号のご説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○横田会長 ご説明ありがとうございました。

ここの審査会では、何を議論するのでしょうか。構造はもうそちらで検討されているので議論の必要はないということだったかと思うのですが。

○事務局（岡崎） まず、本来は全て個別としましてご審議いただくということになるんですけども、一定の規模以下や特殊でないものにつきましては一括同意のほうで整理していただいております。

個別審議の場合、規模による個別の場合もありますし、今回のような特殊な構造というのもあるんですけども、どの物件に関しましても、構造以外も含めて多角的な目線でご審議いただければと考えています。今回の物件は、面積が小さくても、構造が特殊というところによって個別で審議していただいておりますので、構造というところのみで見えていただくというよりは、構造以外も含めてご意見をいただきたいと思います。

○横田会長 分かりました。ありがとうございます。

そういう前提ですが、委員の先生方、ご質問があればお願いします。

○大藤委員 ご説明ありがとうございます。

空調と違ってどうなっているのでしょうか。すごく暑そうなイメージなんですけれども、夏場とか大丈夫かなと思ってちょっと心配になりました。

○事務局（岡崎） 設計者からの聴き取りによると、暑さ対策としましては日射の遮蔽や、周辺の植栽の陰による周辺の温度の緩和、一部屋根がないところも含めた通風などのほか、中央に氷台を設置してまして、今回、そこに氷柱を設置することによって暑さを和らげる計画と聞いています。あと、外部を植栽の灌水とかによって一定温度を下げることによって空調の機械を使わない暑さ対策というところを考えると設計者から聞いております。

○横田会長 よろしいですかね。ありがとうございます。

順番にお願いします。

○清水委員 ありがとうございます。

今の氷柱なんですけれども、毎日もちろん入れ替えて管理をしていただけるということでしょうか。

○事務局（岡崎） そのように聞いております。

○清水委員 真ん中、結構な穴があいているので、もちろん1日の間に溶けてしまうとい

うこともあろうかと思いますが、そこの維持管理は大丈夫だということでしょうか。

○事務局（岡崎） 常時係員がついて、そのあたりの管理も含めて常時、開いている時間中は当然氷が溶ければ入れ替えると聞いております。改めてご意見があった旨はお伝えさせていただこうと思っております。

○清水委員 ありがとうございます。

すみません、もう一点だけ。先ほど、紙の中に種をすき込むだけではなくて、セルロースの中に土を入れて、そこに苗木を植えられるというような緑化も考えておられるとのことでした。その場合、セルロースの中に土が入っていくということになるかと思うんですけども、構造のほうでご検討いただく場合、今回のトラス構造だけではなく、そういった異物が入ることによって影響を受けるというようなところも見ていただけるということでしょうか。

○事務局（岡崎） 草木を植えるという前提でということになっておりますので、おっしゃいますように紙の部分も含めましてこのトラス部分の中に土を入れて、植栽も入れるというところにつきましても含めて検討されているというところで聞いております。

○清水委員 では、根が張るということに対して、その構造体である酢酸セルロースが影響を受けるという気もするんですけどもその点はどうでしょうか。

○事務局（岡崎） 植物の生えるところも常時見ながら剪定等を行い、適切に維持管理されるということで、毎日、常時確認はされると聞いております。

○清水委員 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○橋寺委員 酢酸セルロースを使う意味というのは何か設計者の方で考えがあるのででしょうか。

○事務局（岡崎） 今回、万博を開催するに当たって、プラスチックの海洋投棄の問題などがある中で、今回の酢酸セルロース自身は、生分解性があり、最終的には水と二酸化炭素になります。今回の申請者におきましては、万博の仮設ならではのチャレンジというところで、また、施工時に3Dプリンターを使えるというところ、最終的には廃棄というところなども踏まえて環境的な配慮ということで、酢酸セルロースを選定したと設計者から聞いております。

○橋寺委員 用途としては休憩所であり、その用途のために建てるというのものもあるけれども、万博という機会も使って環境に優しいとか、次世代の建設のパイロット的なのというものも含んだものになっているのでしょうか。

○事務局（岡崎） 用途につきましては、最終的には主催者の博覧会協会のほうと、位置と、あと用途の必要性というところを協議された結果、この位置と休憩所になっております。それ以外にも休憩所はあるんですけれども、こういう珍しいものを見ていただくのも含めて休憩所というところになっております。

○橋寺委員 分かりました。ありがとうございます。

○横田会長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

○阿部委員 大きさが小さいなというイメージなんですよね。これは、そもそも今の技術だと酢酸セルロースを使って、3Dプリンターを使って造るとこの規模が限界なのか、それとももっと何か別の意図があって小さくしたのでしょうか。

○事務局（岡崎） 限界かどうかまでは聞いていないんですけれども、まずは建物としての事例ですね。この酢酸セルロースで建てられている建築物の事例というのはありません。建築材料としてというのもなく、材料としましてはよくシートとかカーテンとか、そういう生地で酢酸セルロースとかは使われているかと思います。あと、家具として椅子とかが開発されているというのは聞いているんですけれども、まだ建築物として事例がない状態です。本来、本設で建てようとするすと国土交通大臣の大臣認定が要ということになります。そのような事例のない中で、博覧会協会と場所や用途、あと、面積などの規模について検討された上で、かつ、施工上可能な面積というところでこのサイズになっているのではないかなと思います。今後は研究を重ねて、もう少し大きな建物とか、実際に現実的に建てていくというところは検討されるのではないかなと思うんですけれども、今のところは建築物として大臣認定を取るというところまではまだ設計者からは聞いておりません。

○阿部委員 分かりました。ありがとうございます。

○横田会長 ありがとうございます。

○松島委員 なぜ2つなのかというのは、何か理由はあるんですか。お互いに連絡することに意味があるのか、それとも単に2つなのでしょう。

○事務局（岡崎） 2つにする目的やコンセプトまでは聞いておりません。

○松島委員 頂いた図面を見る限り、あまりつなぐことに積極的なようには感じないですね。

○事務局（岡崎） 詳細は確認しておりません。

- 清水委員 この建物を建てる意義というか、先ほどご説明いただいた環境配慮というところですが、ごく意味はあるのかなと思うんですけれども、例えばこの技術がこの先の仮設建築物、震災のときの仮設住宅、そういったものに役立つとか、非常にスピーディーに建てられる可能性があるとか、何かここでやったことが次にどういったものにつながっていく可能性があるのかとかは、何かお聞きでしょうか。
- 事務局（岡崎） 災害対策での活用の見込みについては設計者からは聞いておりません。メインはやはり海洋プラスチックの廃棄の問題とか環境的な目線というところでの酢酸セルロースですので、そちらの目線で検討されていると聞いております。現時点では災害目線というところまでは聞いておりません。
- 清水委員 あくまで素材としての可能性を探るといふところの段階ということですかね。
- 事務局（岡崎） はい。
- 横田会長 ありがとうございます。
- 私から2点、3ページのパスを見る限り、片方は土足で、片方は靴を脱いでいそうな気がするんですけども、それはそうなんですか。
- 事務局（岡崎） 右側のパスのほうが地べたに座っているイメージなんですけれども、低いベンチがあり土間的な感じになっております。地べたに座ったりはできるかもしれませんが、どちらかというベンチで座っていただくということなのかなと思います。
- 横田会長 もし脱ぐんだったら下駄箱が必要だと思いました。
- 事務局（岡崎） そのあたりはまた確認しておきます。
- 横田会長 それと、片方は段差ついているように見えますが。
- 事務局（岡崎） 右側のほうが少し踏み石みたいなものがありまして、今この形で検討はされているみたいです。
- 横田会長 車椅子は左側を使ってねと、それでオーケーという扱いになるということですかね。
- 事務局（岡崎） そのあたりは主催者側の博覧会協会含めてユニバーサルデザインのほうとも協議されているとは聞いております。
- 横田会長 分かりました。ありがとうございます。
- ほか、よろしいですか。
- それでは、この第12号議案についても特に異議はないということで、同意ということでまとめさせていただきます。ありがとうございました。

(各委員からの異議の発言なし)

以上で個別案件を終わりました、次、議題の2)の一括同意基準に適合した許可案件について事務局から報告をお願いいたします。

◎一括同意案件等の報告

- ・接道義務の特例許可（建築基準法第43条第2項第2号）における建築審査会一括同意基準に適合したものについて

○事務局（赤井） それでは、法第43条第2項第2号の許可（接道特例許可）に係る一括同意基準に適合し、令和6年5月1日から令和6年5月31日までに許可したものについてのご報告をいたします。

お手元に配付しております片面刷りのA3資料をご覧ください。

今回ご報告させていただきますものは、一括同意整理番号第11号から第15号の計5件でございます。用途は全て一戸建ての住宅となっております、空地等の種別は全てその他通路となっております。

以上です。

- ・仮設建築物の特例許可（建築基準法第85条第7項）における建築審査会一括同意基準に適合したものについて

○事務局（岡崎） 続きまして、2025年日本国際博覧会における法第85条第7項（仮設建築物特例許可）に係る一括同意基準に適合し、令和5年5月1日から5月31日までに許可したものについてご報告いたします。

まず、1枚目のほう、A3判となっておりますこちらのほうが今回ご報告いたします6件の計画概要をまとめた一覧表となっております。

次に、今回ご報告の6件を含めた同意件数の集計表となっております。上から、前回までに個別審議の上同意いただきました件数が20件、前回までにご報告いたしました一括同意件数が146件、今回ご報告の一括同意件数が6件となります。

最後に、今回ご報告させていただく会場内でメインとなります展示場等の用途であるパビリオンの案件2件の配置図及びパースを添付しておりますので、ご参照ください。

一括同意基準に適合したものの報告は以上です。

○横田会長 ありがとうございます。

先生方、何かご質問あればお願いします。

本日、19号と24号の資料しかないですがほかの資料はないのでしょうか。ただの物販店舗ということですかね。

○事務局（岡崎） そうですね。物販店舗だとか休憩所というところです。資料についてはメインの展示場などのものを入れさせていただいております。

○横田会長 委員の先生方、よろしいですかね。

○阿部委員 1点確認なのですが、43条2項2号許可のほうですけども、13号、従前の建物が空欄のものについて、これは空地だったという理解でよろしいんですか。

○事務局（赤井） そうです。空地だったということになります。

○阿部委員 基本的に審査としては既存建物がある場合と変わらない発想で行っているわけですね。

○事務局（赤井） はい。基準の中で4メートル以上の通路につきましては従前の用途についての制限というものはございません。4メートル未満ですと従前と同一用途であるとか、もしくは戸建て住宅という用途上の制限というものが出てくるような形になっております。

○阿部委員 ありがとうございます。

○横田会長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうかね。

特になければ、報告を受けましたということにさせていただきます。ありがとうございます。

（各委員からの異議の発言なし）

それでは、最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局（木戸） 次回の審査会につきましては7月8日月曜日、午前10時から、場所は本日より異なりまして市役所のP1階会議室での開催を予定しております。議案内容は、個別許可案件としまして仮設建築物の特例許可案件を1件ご審議いただく予定です。

最後に、お手数ですが交通費の書面の内容をご確認いただき、チェック欄への記載とご署名をお願いいたしまして、机の上に置いてご退出くださいますようお願いいたします。

事務連絡は以上です。

○横田会長 ご連絡ありがとうございました。

それでは、本日の建築審査会はこれで閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時59分